



図表 3-52 外壁の飛散防止措置例(外部側にメッシュシート張り、内部側に隔離用プラスチックシート張り)



図表 5-53 外壁の飛散防止措置詳細(隔離用プラスチックシート足元固定方法)

### カ 作業場内部の養生

固定されている機械設備(エアコン等空調機械、制御盤類、照明器具等)、什器備品類等をプラスチックシートで覆う。なお作業中、作業者が接触すること等により、プラスチックシートを破損するおそれのある角部は、予めクッション材(ウェス、エアキャップ等の養生材)を用いて覆うなどの対策をする。移動可能な家具、事務机、事務用機械等は、原則として作業場外へ搬出する。また熱を発生する機器類は発生面を部分的に開放し熱を逃がす等の工夫が必要である。エレベータ機械等稼働している機械等は、原則として停止させて除去作業を行うが、やむを得ない場合には、強度を有する仮設機材を用いて除去作業中の接触防止養生を行う(図表3 - 55)。



図表 3-54 外壁の隔離例(ガラスの手前をプラスチックシートで隔離)



図表 3-56 セキュリティゾーン外観



図表 3-55 作業場内部の養生例(エレベータ機械:接触防止用に布板敷き、発生熱を放散させる小窓を設置)

#### (4) 前室(セキュリティゾーン)の設置

隔離した作業場への作業者の出入り、資機材及び廃棄物の搬出入を行うため、作業場の出入口に前室を設置する。この前室の機能を有するものとしてセキュリティゾーンが設置される。

##### ア 機能、構成

セキュリティゾーンとは、作業者の出入り、資機材及び廃棄物の搬出入に伴い、石綿粉じんが外部へ漏洩することを防ぐために設置するもので、外部から作業場へ向う方向順に、更衣室、洗浄室、前室の3室からなる(図表3-56, 3-57)。

##### イ 使用方法

作業後など、保護衣に石綿粉じんの付着している作業者が作業場の外に出る時、作業場内部で使用した資機材や梱包した石綿含有廃棄物を作業場外へ搬出する時には、セキュリティゾーンの各室を適切に使用しなければならない。

##### 作業者の退場時

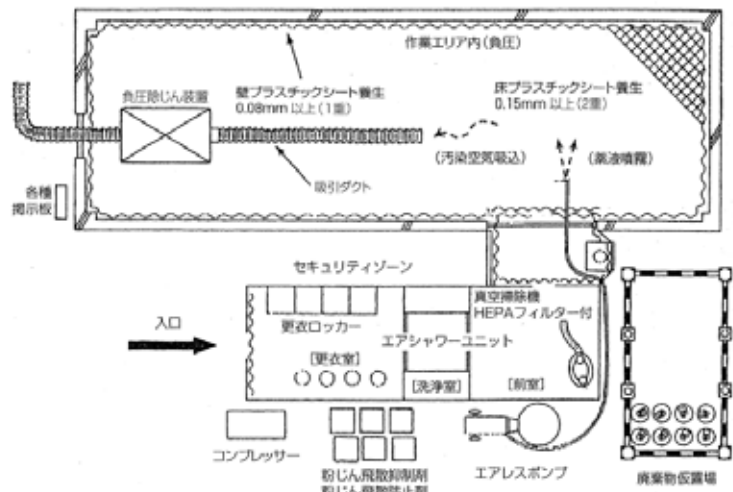
作業場からの退場時には、前室で保護衣等を脱衣し廃棄専用のプラスチック袋に入れる( )。

次に呼吸用保護具を着用したまま洗浄室へ移動し、エアシャワー(又は温水シャワー)を浴び、素肌や衣類、呼吸用保護具に付着している石綿粉じんを十分払い落とし、更衣室へ移動する。更衣室で呼吸用保護具を取り外す。必要に応じて、バケツに汲んだ洗浄水を用意し、保護具を水洗いする(図表3-58)。

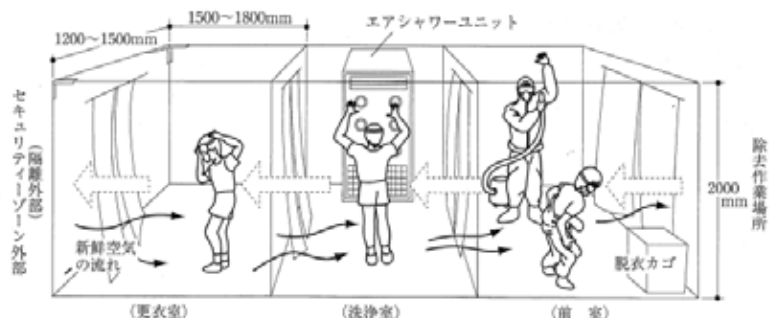
廃棄専用のプラスチック袋に二重梱包し、特別管理産業廃棄物として処分する。

##### 石綿含有廃棄物の搬出時

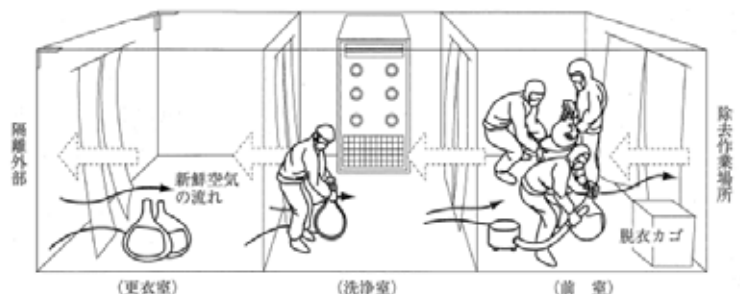
除去した石綿含有廃棄物を、作業場内で一重目の専用袋に入れ、密封する。前室へ持ち込み、袋の表面に付着している石綿粉じんを、HEPAフィルタ付きの真空掃除機で吸い取るか、布で払い取った後、二重目の透明袋に入れて密封し、洗浄室側の受け手に渡す。洗浄室でさらにエアシャワーを当て、更衣室を通過して一時保管場所へ運搬する(図表3-59)。



図表 3-57 セキュリティゾーン及び除去設備の配置概念図



図表 3-58 セキュリティゾーン使用方法模式図(退出時)



図表 3-59 セキュリティゾーン使用方法模式図(廃棄物搬出時)

### ウ 立入禁止措置

石綿障害予防規則（以下石綿則）により、隔離された作業場は、除去作業に従事する労働者以外の者の立入りは禁止されている。同規則に定められたその他の表示及び掲示と併せてその旨を掲示する（図表3 - 60）。



図表 3-60 セキュリティゾーン前に設置した石綿障害予防規則に基づく4種の表示及び掲示

### エ 設置上の注意

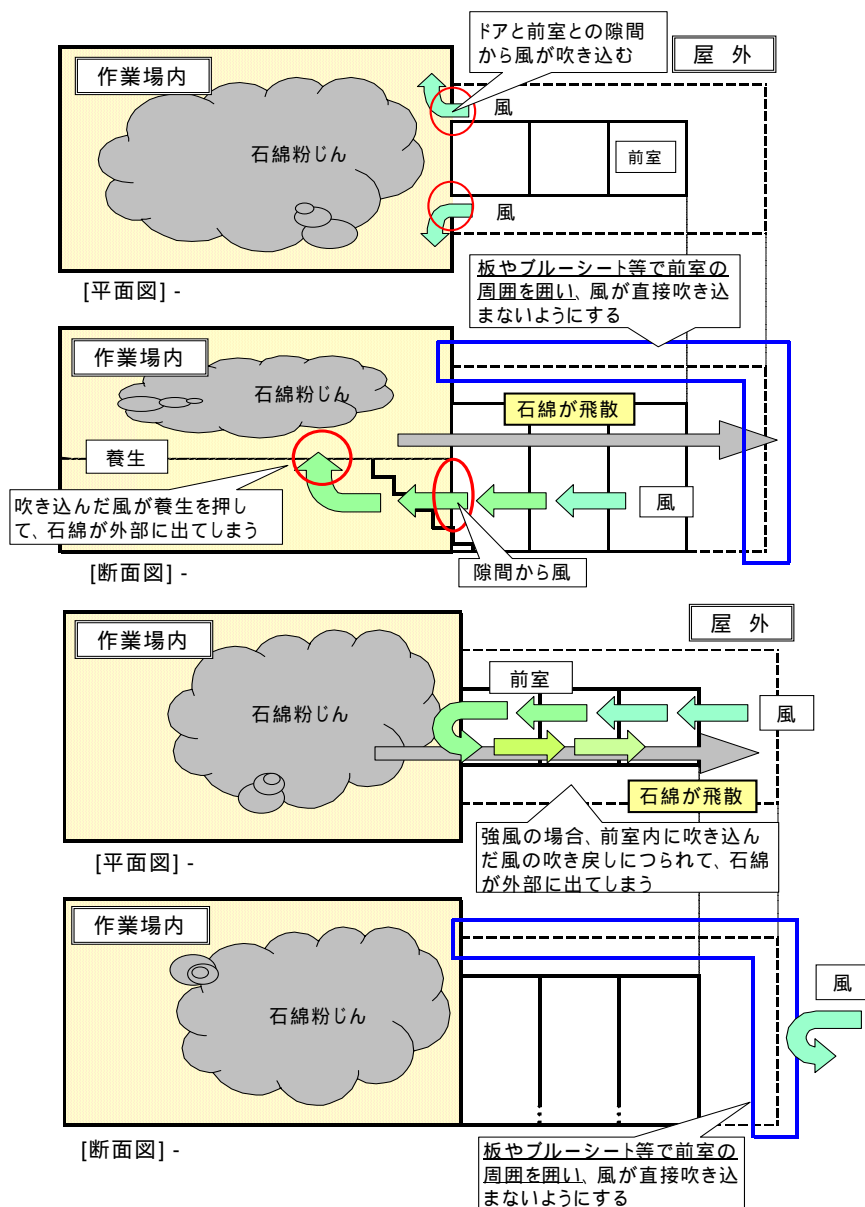
セキュリティゾーンを屋外に設置する場合、セキュリティゾーンと隔離との取合い部の隙間や、セキュリティゾーンの出入り口から強風が吹き込み、吹き戻しにより、作業場内の石綿粉じんを外部へ飛散させることがある（図表3 - 61）。

この場合は

セキュリティゾーンと隔離の接続箇所を目張り、密閉措置を確実に行う。

セキュリティゾーンの各室の仕切りをジッパ式とする（図表3 - 62）。

かつ風が強い場合は、セキュリティゾーンの周囲をベニヤ板やシート類で囲い、セキュリティゾーンに直接強風が当り、吹き込まない構造とする。



## (5) 集じん・排気装置の設置及び作業場の負圧化

### ア 負圧化の目的

作業場の内部で掻き落とし、切断又は破碎により特定建築材料を除去する場合、石綿を含む粉じんの発じんが著しい。例え作業場が隔離されていても、わずかな隙間から隔離の外部へ飛散するおそれがある。このため作業場の内部を外部に対し負圧にし、外部への粉じんの飛散を防止する。

### イ 集じん・排気装置

集じん・排気装置（負圧・除じん装置ともいう。）は、集じん装置と排風機（ファン）で構成される装置である。（図表3-65）集じん装置は、大きな粒子による目詰まりを防止するため、一般的に前置（1次）フィルタ、中間（2次）フィルタ及びH E P Aフィルタの3層のフィルタが組み込まれている。作業場内の汚染空気を外部へ排気することにより作業場内を負圧に維持し、汚染空気の漏洩を防止するとともに、セキュリティゾーンを経由して外部の新鮮空気を作業場内へ送り、同時に、装置に吸入した汚染空気を、内部に組み込んだH E P Aフィルタ等を通して粉じんを捕集し、作業場の外部へろ過した空気を排気するための装置である。

作業場内を常時負圧に保つ目安として、作業場内の換気回数が1時間に4回以上となるよう排気風量を設定する。この排気風量を超える排気能力を有する集じん・排気装置を設置する。所定の排気能力を有する集じん・排気装置の設置台数は以下の式で算出する。

$$\frac{\text{作業場の容積(床面積} \times \text{高さ)} (\text{m}^3) / 60 \text{分} \div 4 \text{回}}{\text{集じん・排気装置1台当りの排気能力} (\text{m}^3 / \text{分})} = \text{必要台数} (\text{小数点以下切上げ})$$

### ウ 設置上の注意

#### 設置場所・位置

集じん・排気装置は、フィルタの交換を行う時に石綿粉じんが飛散しないよう、原則として隔離された作業場内に設置する。作業場が極めて狭く装置を設置するスペースを確保できない場合は作業場の外部に設置することもやむを得ないが、フィルタの交換作業で粉じんを飛散させない措置・作業手順を事前に計画しなければならない。集じん・排気装置の構造によっては、フィルタの交換を行う装置の吸引側を隔離の内部に入れ（装置の中央で隔離を行い）、隔離の内部でフィルタの交換を行えるようにする方法もある。なお集じん・排気装置を作業場内に設置した場合、装置に石綿粉じんが付着するため、あらかじめ養生シートで装置を覆うことが望ましい。



図表 3-62 セキュリティゾーン各室のジッパ式仕切りの例

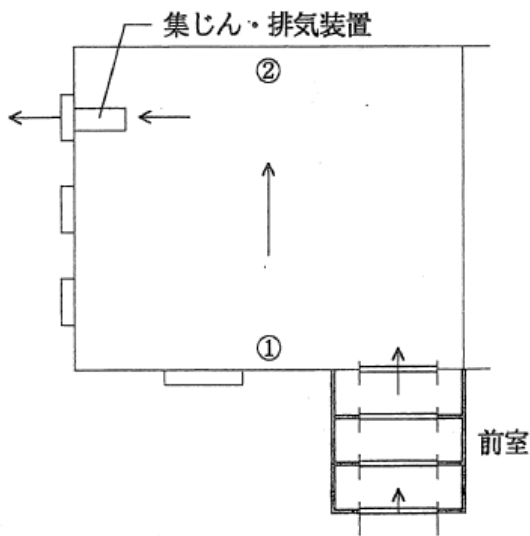


図表 3-63 集じん・排気装置

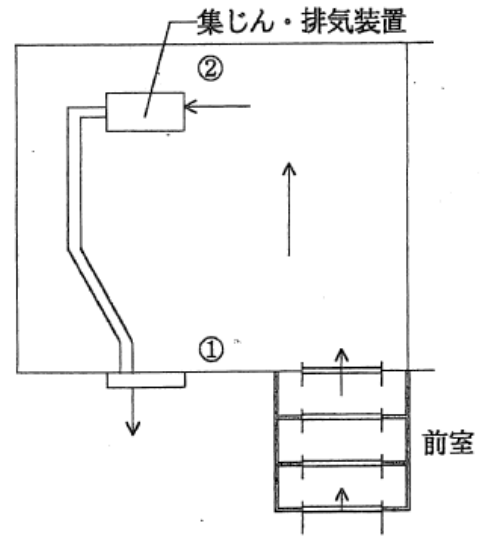
一般に外部の新鮮空気はセキュリティゾーンを通して取り入れられる。新鮮空気の気流が作業場内全体を通過して排気される、適切な位置に集じん・排気装置を設置する。セキュリティゾーンの出入り口付近に集じん・排気装置を設置すると気流のショートサーキットが生じ、取り入れた新鮮空気そのまま排気され、汚染空気が作業場内に滞留してしまう。集じん・排気装置の位置が適切で作業場内の気流の流れが均一かどうか、スモークテスト等により確認することが望ましい。集じん・排気装置の標準的な設置事例を以下に示す。

ア 窓が数箇所ある作業場の場合

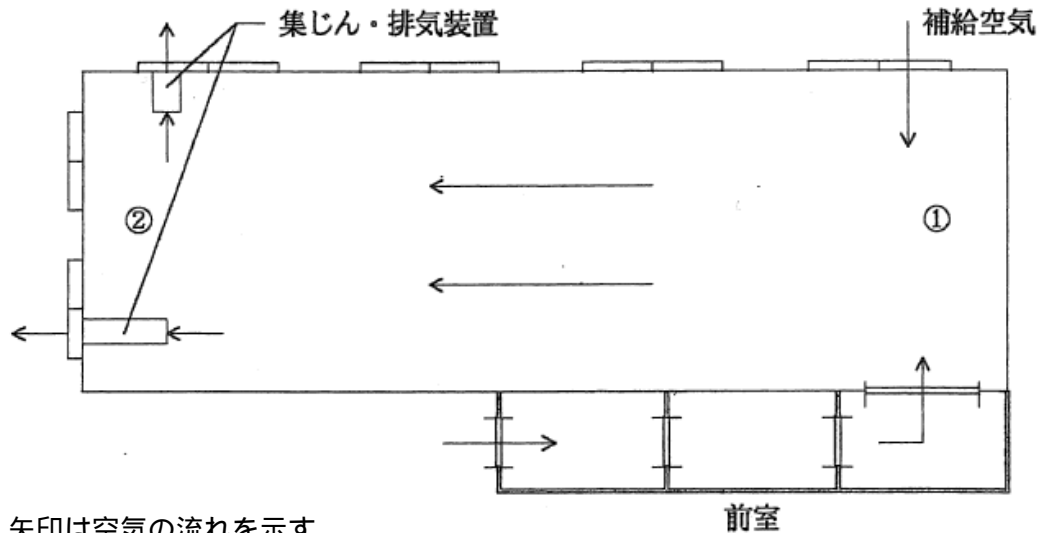
扉の位置にセキュリティゾーンを設置し、この位置から最長距離の対角線上の窓に集じん・排気装置を設置する。他の窓は密閉する（図表3-64）。



図表 3-64 集じん・排気装置の設置位置(ア)



図表 3-65 集じん・排気装置の設置位置(イ)



(注) 矢印は空気の流れを示す  
 中の数字は除去手順を示す

図表 3-66 集じん・排気装置の設置位置(ウ)

(引用: “Guidance for Controlling Asbestos-Containing Material in Building” (June 85), EPA)

イ 窓、扉が一方方向にある作業場の場合

前室の設置位置から最長距離の位置に集じん・排気装置を設置し、排気ダクトを接続して外部へ排気する（図表3-65）。

ウ 数箇所の窓を待つ広い作業場の場合

集じん・排気装置を必要な台数設置する。設置場所はセキュリティゾーンから最長距離の位置とし、気流の滞留個所が生じないように分散させて配置する。負圧が大きい場合は、補助空気取入口を設ける。補助空気取入口は既存の開口部（換気用ガラリ、窓等）があれば、それを活用する。開口部の形状を確認し、その寸法より大きなプラスチックシートを準備して、開口部の作業場側を覆うようにして合わせ、プラスチックシートの上部をテープ等で留めて垂らす。補助空気取入口の大きさは、負圧・除じん装置を運転させ、作業場内の負圧の状態を確認した上、必要に応じて、調整する。この際、補助空気取入口から粉じんが外部へ飛散しないよう留意する（図表3-66）。

吸引ダクト及び排気ダクト

集じん・排気装置を作業場内に設置する時は一般的に吸引ダクトは不要である。集じん・排気装置を外部へ設置する場合は吸引ダクトが必要となる。吸引ダクトの先端位置はセキュリティゾーンから最長距離となるようダクトを設置するが、配管距離が長くなるほど集じん・排気装置の排気能力が落ちるため注意する。吸引ダクトは型崩れのしない剛性の高い、蛇腹式の風管が使用されることが多い。但し、作業場内で使用するため、ダクトを再利用する場合は、作業終了後、表面や特にダクトの内部に付着した粉じん等を入念に除去しなければならない。

排気ダクトは一般的に先端位置を外気と接する建物外部とするが、その位置を十分検討して必要な長さを準備する。排気ダクトの先端の近くに、解体した石綿廃棄物が放置され、排気に煽られて石綿粉じんが屋外へ飛散した事例があったので注意する（図表3-67）。

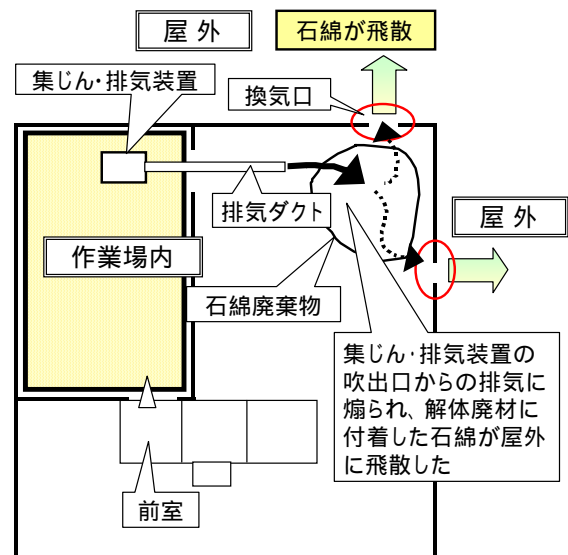
排気ダクトはプラスチック製の既製品が使用されることが多い。（図表3-68,3-70）

ダクトが隔離養生を貫通する箇所は、汚染空気が作業場外へ漏洩しないよう、貫通孔周りを密封する（図表3-69）。

(6) 集じん・排気装置以外の使用機材の準備

ア 脚立、可搬式作業台、移動式足場、固定足場、高所作業車

階高の高さに応じて、脚立、可搬式作業台（「立馬」等）（図表3-71）、移動式足場（キャスト付ステージ等）、ローリングタワ、枠組足場等の固定式足場、もしくは高所作業車を使用する。脚立の単独使用は極力避け、可搬式



図表 3 - 67 集じん・排気装置からの排気による石綿粉じんの飛散事例



図表 3 - 68 集じん・排気装置への排気ダクトの取付け

作業台を使用するか、脚立足場として使用する。除去作業は上向き姿勢の手作業となるため、できる限り足元の安定した、広い作業床を用意することが望ましい。枠組足場を利用して全面ステージを組み立てる場合もある。可搬式作業台、移動式足場やローリングタワの場合は、床面の隔離シートの上に設置することも可能であるが、隔離材が破損しないよう、脚部の養生等の工夫が必要である。

ローリングタワや特に固定式足場を設置する場合は、足場の作業床上を隔離する方法もある。特に全面的にステージを組み立てる場合は、隔離養生範囲を縮小するためにも、ステージの作業床上を隔離する方法が良い。

設備機器や資材の残置された工場や倉庫などの場合等、または除去作業中も使用を止めることのできない通路等、足場を組み立てることができない場合もある。この場合、除去を行う特定建築材料の下部、残置された資機材や使用を行うスペースの上部に吊足場を設置し、吊足場の上部を作業場として隔離する方法を採用することもある。

仮設機材を隔離内部で使用する場合、仮設機材に石綿粉じんが付着する。外部への拡散や、第三者のばく露を防止するため、隔離内部で作業終了後の清掃を入念に行う。作業性や安全性に支障のない程度に事前に養生を行うことが望ましい。

#### イ 除去用工具

石綿含有吹付け材や保温材を掻き落としにより除去する場合、主に以下に示す手工具（図表3-71）や手持ち電動工具が用いられる。石綿含有吹付け材の除去には超高圧水を使用するウォータージェット工法（図表3-73）が用いられることもある。

- ・ヘラ、皮スキ、ケレン棒、カッタナイフ、ワイヤブラシ、ディスクカップブラシ、電動スクレーパ等

断熱材、耐火被覆材を掻き落とし、切断又は破砕により除去する場合は、以下の手工具や手持ち電動工具が用いられる

- ・ヘラ、皮スキ、ケレン棒、ワイヤブラシ、パール、とび口、大ハンマ、ハンマ、斫用ハンマドリル、電動スクレーパ、ディスクグラインダ

ウ 粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散防止処理剤吹付け機械（エアレススプレーヤ）（注）

粉じん飛散抑制剤や粉じん飛散防止処理剤の噴霧に使用する。水の噴霧に用いられることある（図表3-74）。



図表 3 - 69 排気ダクトと隔離の取合い(隙間を完全に封鎖)



図表 3 - 70 排気ダクトの配管(原則として外気へ排気)



図表 3 - 71 可搬式作業台の例

(注)元来は塗装用機械。塗装の場合、塗料を高圧ポンプで加圧し、ホースを介して塗装ガンに取り付けたエアレスノズルから噴射させる霧にして塗装する。

#### エ 高性能真空掃除機

H E P Aフィルタ付きの真空掃除機を用いる  
(図表3 - 75)。

### 6.1.3 除去作業中における留意事項

#### (1) 作業場の隔離養生及び負圧状態、集じん・排気装置の点検

集じん・排気装置を稼働させる前に、装置内部のフィルタの取付状態、装置とダクトの接続状態を確認する。集じん・排気装置を稼働させた後に、負圧の状態(差圧計や隔離シートのはらみで確認(図表3 - 38参照))、隔離シートの破損の有無、隔離と周囲の建物部材との取り合い部の隙間の有無、隔離とセキュリティゾーンの取り合い部の隙間の有無、プラスチックシートの接続部の隙間の有無、排気ダクト等隔離を貫通する部分の隙間の有無等を目視で確認し、不具合があれば是正する。

#### (2) 除去する特定建築建材料の湿潤化

除去作業に取りかかる前に、特定建築材料を薬液等により湿潤化する。石綿含有吹付け材や保温材等浸透性のある特定建築材料の湿潤化は、一般的に粉じん飛散抑制剤を噴霧することにより行う(図表3 - 76)。

粉じん飛散抑制剤が特定建築材料に十分含浸するまで時間をおいてから除去作業を開始する。

耐火被覆材等浸透性の低い特定建築材料を破砕等によって除去する場合、薬液等が浸透しにくいいため、発じんしやすい。除去作業を開始してからも薬液等の噴霧回数や噴霧量を増やして発じんを防止する。

建物を使用したまま特定建築材料を除去する場合、散水による湿潤化は、漏水のおそれがあるため実施は困難であるが、建物の解体を引き続いて行う場合など建物の使用を中止している場合は、散水による湿潤化も可能である。浸透性の少ない特定建築材料を破砕によって除去するときは、終始散水を行いながら、除去作業を行うことにより、発じんを防止することができる。

粉じん飛散抑制剤の噴霧を行う場合、除去作業中の発じんを少なくするためには、特定建築材料の除去量に応じた薬液の使用量管理を行い、適切な量を噴霧する必要がある。



図表 3-72 除去作業用の手工具の例



図表 3-73 ウォータージェット工法の例



図表 3-74 エアレススプレーヤ



図表 3-75 高性能真空掃除機



### (3) 除去作業

特定建築材料の除去作業はおおよそ以下の手順で行なわれる。

#### ア 集じん・排気装置の稼働

作業開始前に集じん・排気装置を稼働させる。

#### イ 薬液噴霧や水による湿潤化

集じん・排気装置の稼働開始後、除去面に粉じん飛散抑制剤や水を噴霧する。石綿含有吹付け材を除去する場合、薬液等の内部への浸透を待ってから除去作業を開始する。

#### ウ 石綿含有吹付け材、保温材等の掻き落とし、切断又は破碎

除去対象建材が適度に湿潤化した後、除去作業に取りかかる(図表3-77)。

作業台や足場上で作業を行うときは、体のバランスを崩さないよう、安定した体勢を取りながら行う。建材に力を加える時は、体の体勢や足元の位置を確認した後行う。高所では必ず安全帯を使用する。作業台や足場上で体の位置を変える時や移動する時は、必ず先に足元を確認する。

耐火被覆材をディスクグラインダを用いて切断を行う場合等、切断作業に伴う発じん量は非常に多い。局所集じん装置付きディスクグラインダの使用や、1名が切断を行いながら他の者が高性能真空掃除機で集じんする、共同作業を行うことが望ましい。

特定建築材料を除去後、必要に応じてワイヤブラシ等研磨用具を使用して下地に付着している材料を擦り落とす(図表3-78)。

またこの際、発じん量が多いため、粉じん飛散抑制剤を空气中に散布することが望ましい。

#### エ 作業状況に応じた再湿潤化、湿潤化しながらの破碎、切断

除去作業中、薬液等の浸透度合いが悪く、発じん量が増加した場合は、改めて湿潤化を行う。

耐火被覆材等浸透性の低い建材を破碎等によって除去する場合、薬液や水の噴霧等を適宜行いながら破碎する。破碎に伴う発じん量が多い場合は、破碎作業と湿潤化作業を共同作業で行い、破碎作業と薬液等の噴霧等の湿潤化を同時に平行して行う。

#### オ 除去面の状態の確認、残存建材の有無の確認

除去作業終了後、下地面に特定建築材料が残っていないか確認する。

### (4) 除去した廃棄物の梱包と作業場からの搬出、一時保管

除去した特定建築材料の廃棄物を作業場内で廃棄



図表 3 - 76 粉じん飛散抑制剤の散布による湿潤化



図表 3 - 77 手工具(ヘラ)を使用した石綿含有吹付け材の除去作業



図表 3 - 78 ワイヤブラシを用いた擦り落とし作業(ブラッシング)

専用プラスチック袋（ポリ袋）に詰め、密封する（図表3-79）。

詰めた後、袋内に粉じん飛散防止処理剤を散布することも望ましい（図表3-80）。

ポリ袋には外側に多量の石綿粉じんが付着しているため、セキュリティゾーンの前室でポリ袋の外側を高性能真空掃除機で吸取るか濡れ雑巾等で拭き取り、二重目のポリ袋に収納し、バインダー等で密封する（図表3-81）。

ポリ袋はセキュリティゾーンを通して一時保管場所を集積する。作業当日除去した廃棄物は当日中にすべて袋詰めして一時保管場所を集積し、作業場内には放置しない（図表3-82）。

一時保管場所は一定の場所に設定し、他の廃棄物との混同を防止するため、囲いを設ける。又は独立した部屋に設定することも望ましい。また保管場所の出入り口は施錠することが望ましい。又出入り口の側に一時保管場所であることを示す表示を行う。

除去された特定建築材料を含む廃棄物は特別管理産業廃棄物となるので、管理、収集運搬及び処分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び地方自治体の定める規制に従う。

#### （5） 除去後の粉じん飛散防止措置

除去した下地面へ粉じん飛散防止処理剤を散布して、残存する特定建築材料を下地面へ固着させ、飛散を防止する（図表3-83）。

#### （6） 作業終了前の清掃、汚染空気の除じん排気及び新鮮空気への置換

毎日の作業終了前に、可搬式作業台や足場上に堆積した残材を払い落とし、作業場内の床面を清掃する。廃棄物はすべて袋詰めを行い、一時保管場所へ集積する。除去した廃棄物を作業場内に放置してはならない。

清掃完了後、隔離シート面へ粉じん飛散防止処理剤を散布する。除去作業に伴い、作業場内の浮遊粉じんが多い場合は、粉じん飛散防止処理剤を空中に散布して、浮遊粉じんの沈降を促進させる。

作業終了後、作業場内の汚染空気を除じん排気し、作業場外の空気と置換させるため、集じん・排気装置の運転を1～1.5時間継続する。集じん・排気装置は、隔離内部の負圧を維持し作業場内の空気を漏洩させないため、作業期間中は1日の作業終了後も停止させずに運転を続けることが望ましい。



図表3-79 除去した石綿廃棄物の袋詰め（一重目）



図表3-80 袋詰めした石綿廃棄物への粉じん飛散防止処理剤を散布



図表3-81 二重目の袋詰め（透明ポリ袋）



図表3-82 除去した石綿廃棄物の一時保管

#### 6.1.4 除去作業の事後処理

除去作業が全て完了し、作業設備を撤収させる時の要点は以下のとおりである。

##### (1) 作業場内の清掃

足場上、設備機器、什器備品等残置物の養生面の清掃

清掃は高い場所から低い場所の順に行う。天井面の照明器具、設備配管、設備機器・盤類、又は什器備品等残置物等の養生面に付着した塵埃や廃棄物塊を払い落とす。

仮設機材の清掃

脚立、可搬式作業台、移動式足場、固定足場等の上の残材や、養生面に付着した塵埃や廃棄物塊を取り除き、清掃する。

床面の清掃

最後に床面の清掃を行う。石綿廃棄物を残らず清掃し、袋詰めする。

##### (2) 検査

最終検査を行う。除去面を確認し、取り残した特定建築材料がないか、くまなく確認し、取りこぼしがあれば、飛散させないように丁寧に除去を行なう。

##### (3) 隔離シート及び養生シート面への粉じん飛散防止処理剤の散布

隔離シート及び養生シート面へ粉じん飛散防止処理剤を散布する(図表3-84)。

必要に応じて空気中へ散布して、石綿粉じんを沈降させる。

##### (4) 作業場内の汚染空気の除じん排気及び新鮮空気への置換

集じん・排気装置の運転を1～1.5時間継続し、作業場内の汚染空気を除じん排気し、作業場外の空気と置換させる。

##### (5) 使用工具、資機材の搬出

使用の終わった工具類を搬出する。前室で付着した粉じんを濡れ雑巾等で丁寧に拭き取る。

脚立、作業台や移動式足場等、養生の撤去に使用しない仮設機材を搬出のため、折り畳むか解体する。その際、表面に付着した石綿粉じんを濡れ雑巾等で拭き取り、又は機材の表面を養生したシート類を丁寧に取り外して梱包する。セキュリティゾーンを通して搬出できるものは搬出する。

##### (6) 養生シート及び隔離シートの撤去

養生及び隔離に使用したプラスチックシートの撤去も清掃同様、高い場所から低い場所へ、天井面、壁面、床面の順序で進める(図表3-85)。

稼動中の機器類の養生撤去は一旦稼動を停止させて行



図表 3-83 除去した後の下地面への粉じん飛散防止処理剤の散布



図表 3-84 養生シートへの粉じん飛散防止処理剤の散布



図表 3-85 養生シートの撤去

う。

撤去したプラスチックシートは特定建築材料の廃棄物と同様、二重袋詰めを行い、密封して一時保管場所へ運搬する。撤去したプラスチックシートは特別管理産業廃棄物として取り扱う。

天井面、壁面の隔離シートの撤去

隔離シートは粉じんの付着している面を上、両端から中央に向かって折り畳む。

設備機器、什器備品等残置物の養生シートの撤去

天井面、壁面の養生撤去に合わせて、撤去する。

移動式足場、固定足場、ステージ等資機材の解体、搬出

足場等作業床上の床面の養生を撤去する。付着した粉じんを落とさないよう丁寧に折り畳む。解体前に足場等に付着物が残っていないか確認し、付着物がある場合は濡れ雑巾等で丁寧に拭き取る。

解体した仮設機材は床面の隔離シート上に直接置かない。作業場外（床面の隔離養生の外）へ運搬する時は、床面の隔離シートの内外で資機材を共同作業者の間で受け渡して運搬する（作業場外の床面を石綿粉じんで汚染させないため）。

床面の隔離シートの撤去

最後に床面の隔離シートを撤去する。撤去の際は、足裏に石綿粉じんが付着していないことを確認し、隔離シートの上に乗らないよう、周囲から中央へ折り畳む。隔離シートを撤去した後の床面を、石綿粉じんや薬液を付着させて汚さないよう注意する。

#### (7) セキュリティゾーンの解体

付着した石綿粉じんを拡散させないように、天井面、壁面、床面の順序で丁寧に解体する。作業場が狭小な場合やセキュリティゾーンの配置によっては、作業場の隔離養生より先に解体する。

#### (8) 仕上清掃

床面隔離の撤去及びセキュリティゾーンの解体後、最後に行う。作業場周辺を含めて、床面、窓台、機械設備、什器備品等石綿粉じんの飛散しているおそれのある箇所を高性能真空掃除機を使用して清掃する（図表 3-86）。



図表 3-86 高性能真空掃除機を用いた作業場内の仕上げ清掃

**(引用)** 以下の図表は、建設業労働災害防止協会 編集・発行「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止防止マニュアル」（平成17年9月22日2版1刷）による。

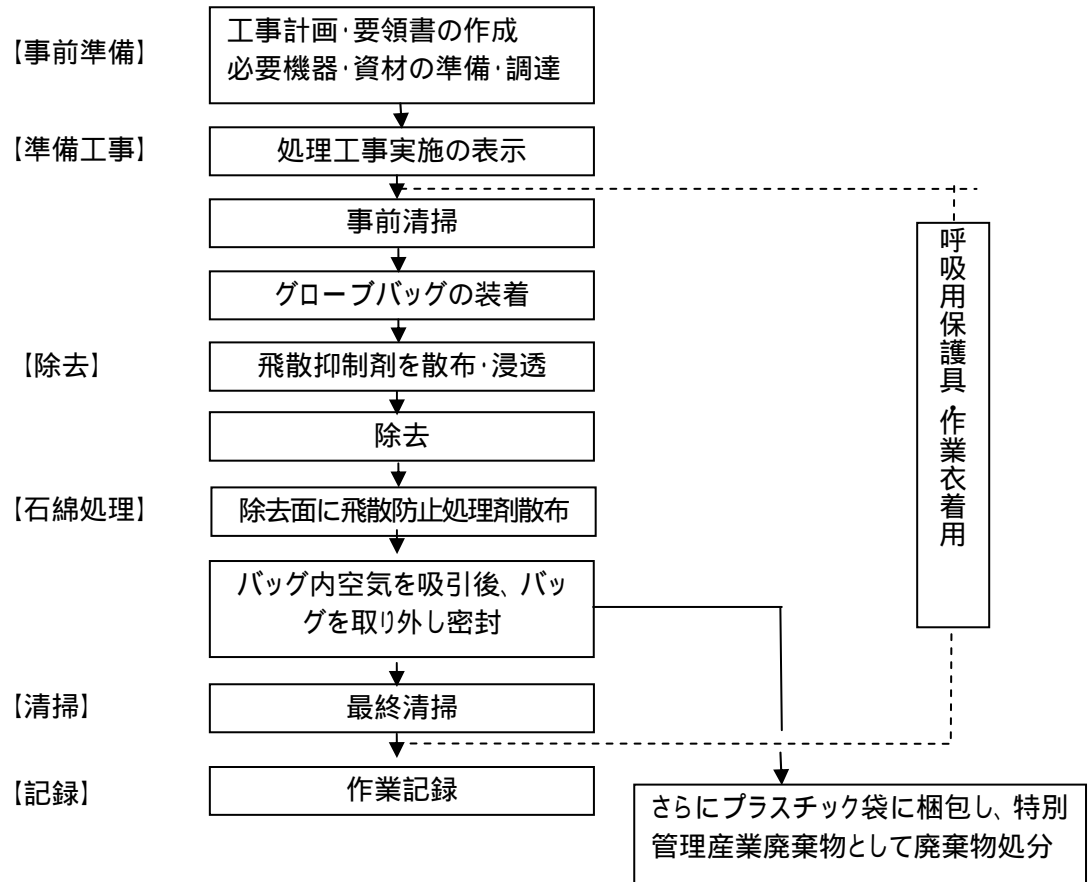
図表 3-25, 3-26, 3-36, 3-39, 3-53, 3-54～58, 3-62～63, 3-69～70, 3-72, 3-73, 3-77～79, 3-81～82, 3-84～86

### 6.1.5 特殊な方法(施工例)

特殊な工法は多様であり、今後も新たに技術開発されることが考えられる。ここでは、これまでに実施されている主な工法を例として掲載する。

#### (1) グローブバッグを使用する方法

##### ア 除去作業手順



##### イ 留意事項

掻き落としによる除去工法であるが、グローブバッグが隔離養生となる。

あらかじめケレン棒、カッタ等をグローブバッグに入れておく。

グローブバッグ装着後、専用穴から噴霧用の管を挿入し飛散抑制剤を散布、特定建築材料に浸透させる。

カッタで切断、ケレン棒、金ブラシにより剥離・除去する

特定建築材料除去後に飛散防止剤を散布する。

専用穴から高性能真空掃除機でバッグ内の空気を吸引し、袋を真空にする

配管等の直下部で、粘着テープ等により袋を閉じ、配管等の上部をカッタで切り、グローブバッグを取り外す。

取り外したグローブバッグは、廃棄物専用袋に入れ(これで二重梱包となる)、保管、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分する。

石綿則に定められている呼吸用保護具を使用し、専用の作業衣を使用し通勤着とは着替える。